

40) 日本の金融機関の預金保険制度

預金保険制度の対象預金等	預金等の分類		保護の範囲
	決済用預金	当座預金・利息の付かない普通預金等	
	一般預金等	利息の付く普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託（ピック等の貸付信託を含む。）等	
預金保険制度の対象外預金等	外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義の預金、他人名義の預金（借名預金）、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）等		保護対象外

預金保険制度

日本の金融機関が破綻した場合、預金者一人当たりの元本・利息等が全部又は一部保護される制度

詳しくは[金融庁ホームページ](#)参照



預金保険制度

40) 日本の金融機関の預金保険制度



<https://youtu.be/cXSFIDTU250>



<https://youtu.be/vFDpjaziZCc>